
第3回江府町議会6月定例会会議録（第3日）

令和元年6月14日（金曜日）

議事日程

令和元年6月14日 午前10時開議

- 日程第1 議案第46号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第47号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第48号 専決処分した事項の承認について（江府町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第49号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第50号 令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第51号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第52号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第53号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第54号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第55号 令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 委員長報告（陳情処理報告）
- （陳情第3号）辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- （総務経済常任委員会）
- （陳情第4号）ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第5号) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(総務経済常任委員会)

(陳情第6号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(総務経済常任委員会)

(陳情第7号) 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情

(教育民生常任委員会)

日程第12 発議第2号 地域から経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書提出について

日程第13 発議第3号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書提出について

日程第14 発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出について

日程第15 発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について

(追加提出議案)

日程第16 議案第56号 江府町特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第57号 令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第58号 令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

追加日程第1 議長辞職の件について

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 議席の変更の指定について

追加日程第5 副議長の選挙について

追加日程第6 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について

追加日程第7 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第8 日野病院組合議会議員補充の選挙について

追加日程第9 日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の選挙について

日程第19 常任委員会委員の選任について

- 日程第20 議会運営委員会委員の選任について
日程第21 庁舎等公共施設建設調査特別委員会委員の選任について
日程第22 企業誘致調査特別委員会委員の選任について
日程第23 議会改革調査特別委員会委員の選任について
日程第24 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について
日程第25 議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告について
日程第26 庁舎等公共施設建設調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
日程第27 企業誘致調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
日程第28 議会改革調査特別委員長・副委員長の互選結果の報告について
追加日程第10 議案第59号 江府町監査委員の選任について
日程第29 議員派遣の件について
日程第30 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
日程第31 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会）
日程第32 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）
日程第33 閉会中の継続調査について（広報公聴常任委員会）
日程第34 閉会中の継続調査について（庁舎等公共施設建設調査特別委員会）
日程第35 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）

出席議員（10名）

1 番 森 田 哲 也	2 番 川 端 登 志 一	3 番 阿 部 朝 親
4 番 川 上 富 夫	5 番 空 場 語	6 番 三 好 晋 也
7 番 三 輪 英 男	8 番 上 原 二 郎	9 番 長 岡 邦 一
10 番 川 端 雄 勇		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 下 垣 吉 正 書記 道 下 尚 徳

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石 祐 治	副町長	影 山 久 志
教育長	富 田 敦 司	総務総括課長	池 田 健 一
住民課長	日野尾 泰 司	農林産業課長	川 上 良 文
建設課長	小 林 健 治	福祉保健課長	生 田 志 保
教育課長	加 藤 邦 樹	企画財政担当課長	松 原 順 二
商工観光担当課長	末 次 義 晃	会計管理者	藤 原 靖

午前10時00分開議

○議長（川上 富夫君） お疲れさまでございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより令和元年第3回江府町議会6月定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

これから議案等に対する審議を行います。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。

よって、一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は、一議案ごとに処理進行いたします。

日程第1 議案第46号 から 日程第10 議案第55号

○議長（川上 富夫君） 日程第1、議案第46号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）から、日程第10、議案第55号、令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）まで、以上10議案を一括議題とします。

これから議案等に対する質疑を行います。

日程第1、議案第46号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）。

議案第46号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第2、議案第47号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第47号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第3、議案第48号、専決処分した事項の承認について（江府町介護保険条例の一部を改正する条例）。

議案第48号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第49号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第49号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第50号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）。

議案第50号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第51号、令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

議案第51号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第52号、令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）。

議案第52号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第53号、令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

議案第53号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第54号、令和元年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）。

議案第54号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第55号、令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）。

議案第55号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第 1 1 委員長報告（陳情書審査報告）

○議長（川上 富夫君） 続きまして、日程第 1 1、委員長報告。陳情書等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。

先ず、総務経済常任委員会委員長、三輪英男議員。

○総務経済常任委員会委員長（三輪 英男君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 三輪議員。

○総務経済常任委員会委員長（三輪 英男君）

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、不採択とすべきもの

（1）件 名 （陳情第 3 号）辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

（2）理 由 現在政府においては、普天間基地による危険を除去するため最大の努力を続けており辺野古新基地整備もその代表的なものであります。我々はそのことに一層協力すべきであると考えます。したがって本件は不採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第 7 7 条の規定により報告する。

令和元年 6 月 1 4 日

総務経済常任委員会委員長 三輪 英男

江府町議会議長 川上 富夫 様

.....

○議長（川上 富夫君） 委員長、これについては総務経済常任委員会の全てを報告のみを先にしますので、よろしく願います。

○総務経済常任委員会委員長（三輪 英男君）

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、不採択とすべきもの

(1) 件名 (陳情第5号) 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

(2) 理由 現在政府においては、普天間基地による危険を除去するため最大の努力を続けており辺野古新基地整備もその代表的なものであります。我々はそのことに一層協力すべきであると考えます。したがって本件は不採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年6月14日

総務経済常任委員会委員長 三輪 英男

江府町議会議長 川上 富夫 様

.....
——そうしましたら、続いて1枚おはぐりくださいませ。
.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件名 (陳情第6号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(2) 理由 鳥取県は、中小企業が多く、また最低賃金が鹿児島県と並んで、全国でも低く改善が必要です。千円程度まで引き上げて、中小企業を発展させて欲しいと思います。したがって本件は採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年6月14日

総務経済常任委員会委員長 三輪 英男

江府町議会議長 川上 富夫 様

.....
○議長(川上 富夫君) 続きまして、教育民生常任委員会委員長、三好晋也議員。

○教育民生常任委員会委員長(三好 晋也君) 議長。

○議長(川上 富夫君) 三好議員。

○教育民生常任委員会委員長（三好 晋也君）

.....
陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第4号) ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を
求める陳情

(2) 理 由 ハンセン病元患者家族に対する当時の差別、偏見による家族の苦悩、被害は、
すでに厚生労働省も認めている事から早急に謝罪と賠償等の適切な措置を講ず
る事には賛成である。よって本件は、採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年6月14日

教育民生常任委員会委員長 三好 晋也

江府町議会議長 川上 富夫 様

.....
陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第7号) 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか
るための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情

(2) 理 由 昨今の働き方改革を考慮すれば教育現場の実情は、深刻な問題をはらんでい
ると考えられる。この問題を解決する意味において、本件は採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年6月14日

教育民生常任委員会委員長 三好 晋也

江府町議会議長 川上 富夫 様

.....
○議長（川上 富夫君） これより、それぞれの委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

これは、各陳情ごとに行います。

はじめに、陳情第3号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転に

ついて、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第4号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第5号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第6号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第7号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

日程第12 発議第2号

○議長（川上 富夫君） 日程第12、発議第2号、地域から経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議員（7番 三輪 英男君） 議長。
- 議長（川上 富夫君） 7番、三輪英男君。
- 議員（7番 三輪 英男君）

.....

発議第2号

令和元年6月14日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 三輪 英男
賛成者 江府町議会議員 川端登志一
賛成者 江府町議会議員 長岡 邦一
賛成者 江府町議会議員 上原 二郎
賛成者 江府町議会議員 空場 語

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める
意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したいので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第6号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択
を求める陳情書を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長

.....

——1枚おはぐりください。

.....

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める
意見書（案）

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招くなか、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的には正しい。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、鳥取県では762円、最も低い

鹿児島では761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円しか得られず、これでは人間らしいまともな暮らしは出来ない。また地域間格差も大きく、鳥取県と東京では、同じ仕事をしていても時給で223円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引上げを進めると述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域間格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。“最低賃金1000円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1000円以上、月額約20万円以上は当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府はワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等

をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。

5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月14日

鳥取県日野郡江府町議会

○議長（川上 富夫君） 質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第2号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第13 発議第3号 から 日程第14 発議第4号

○議長（川上 富夫君） 日程第13、発議第3号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書提出についてから、日程第14、発議第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出についてまでを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議員（6番 三好 晋也君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 6番、三好晋也君。

○議員（6番 三好 晋也君）

発議第3号

令和元年6月14日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 三好 晋也
賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親
賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇
賛成者 江府町議会議員 森田 哲也

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第4号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書（案）

ハンセン病元患者家族の被害に対し、政府の謝罪・賠償を求める集団訴訟が行われたのは2016年3月15日のことでした。これに対して政府は、「家族に差別は及んでいない」との立場をとっています。

これまでの政府のハンセン病問題の対応を見ますと、2001年熊本地裁判決において国の隔離政策の違憲性を受け入れ、これにより謝罪と賠償を行っています。さらに、実態調査と検証を徹底するため、厚生労働省内に「ハンセン病問題検証会議」を立ち上げ、あらゆる分野のハンセン病差別との関わりを調査・研究し、被害には「家族の被害」にも含めています。その後救済対象は旧植民地下の療養所にも拡大、その結果残された被害対象は家族のみとなりました。

このことについては、学者研究やマスコミ等によって明らかにされ、厚生労働省も中学生向け啓発パンフレットで、「入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見と差別」について明らかにしています。

検証会議や啓発パンフレットでは、家族の苦悩・被害を明らかにして啓発しながらも、裁判では家族の被害を認めようとしない“ダブルスタンダード”が、国民の間に不信感を招き、救済への本気度が問われています。

このことを踏まえ、次の事項について強く要請します。

記

1. 政府はハンセン病元患者家族の訴えに対し、謝罪と賠償等の適切な措置を講ずること。
2. 国会は家族の訴えを受けとめ、謝罪・賠償を政府に要求すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月14日

鳥取県日野郡江府町議会

——続いて、

発議第4号

令和元年6月14日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 三好 晋也

賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親

賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇

賛成者 江府町議会議員 森田 哲也

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第7号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情を採択したことにより意見書を提出する教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとし

ていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月14日

鳥取県日野郡江府町議会

○議長（川上 富夫君） これから、発議等に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、1件ごとに処理進行いたします。

日程第13、発議第3号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書提出について。
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第3号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第14、発議第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第4号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第15 発議第5号

○議長（川上 富夫君） 日程第15、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議員（8番 上原 二郎君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 8番、上原二郎君。

○議員（8番 上原 二郎君）

.....
発議第5号

令和元年6月14日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 上原 二郎

賛成者 江府町議会議員 三輪 英男

賛成者 江府町議会議員 三好 晋也

新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

(提出の理由) 過疎地域は、都市をも含めた日本国民全体の安心・安全な生活に大きな役割を果たしており、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である
と考えることにより意見書を提出する

(意見書提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

.....
——はぐっていただきまして、
.....

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日

鳥取県日野郡江府町議会

.....

以上です。

○議長（川上 富夫君） 質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 5 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第 1 6 議案第 5 6 号 から 日程第 1 8 議案第 5 8 号

○議長（川上 富夫君） これより、追加提出議案です。

日程第 1 6、議案第 5 6 号、江府町特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正についてから日程第 1 8、議案第 5 8 号、令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただいまご上程いただきました議案についてご説明申し上げます。まず議案第 5 6 号でございます。江府町特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、水道工事事務手続きにおける職員の不適切事案の責任を重く受け止め、特別職等の給与の減額のため改正いたすものでございます。令和元年 7 月 1 日から 7 月 3 1 日の 1 か月間、町長 2 0 %、副町長 1 0 %の給与減額を行うものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第 5 7 号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算

(第2号)でございます。

本案は、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ216万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,013万8千円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第58号でございます。令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

本案は、収益的収支につきましては、水道事業収益1,232万7千円を増額、また水道事業費用1,127万1千円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益8,300万3千円、水道事業費用1億2,264万4千円といたすものでございます。また、資本的収支につきましては、資本的収入及び支出を1,620万円増額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億124万円、資本的支出1億1,623万5千円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、国道181号の改良に伴う施設の移転補償工事や俣野地区新水源工事の増額、人事異動に伴う人件費の減額などによるものでございます。地方公営企業法第24条第2項の規定により議決を得たく提案いたすものでございます。ご審議ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、議案第57号の内容の詳細につきましては、主管課長より説明させますが、議案第56号及び58号につきましては、主管課長の詳細説明につきましては、省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(川上 富夫君) 所管課長より詳細説明を求めます。

松原課長。

○企画財政担当課長(松原 順二君) 失礼いたします。議案第57号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ216万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,013万8千円とするものです。1枚おはぐりいただき、1ページ目をご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正を説明いたします。歳入について説明いたします、款75. 県支出金、項10. 県補助金664万8千円の減額です。町営バス導入車両変更に伴う車両購入費補助金の減額です。次に款80. 財産収入、項10. 財産売払収入50万円の減額です。次に款90. 繰入金、項10. 基金繰入金、庁舎建設基金繰入金362万2千円の増額です。次に款95. 繰越金、項5. 繰越金1,445万7千円の増額です。次に、款105. 町債、

項5. 町債1, 310万円の減額です。これは町営バス導入車両変更に伴います過疎対策事業債であります、町営バス購入事業債の減額です。1枚おはぐりいただき2ページ目をご覧ください。続いて歳出を説明いたします。款10. 総務費、項5. 総務管理費2, 204万2千円を減額です。町営バス導入車両の変更に伴うものです。次に、款20. 衛生費、項15. 上水道費1, 987万3千円の増額です。簡易水道事業会計に負担金及び出資金として支出するものでございます。次に3ページの第2表、地方債補正について説明いたします。1ページ目の歳入で説明いたしました、過疎対策事業1, 310万円の減額です。補正後の限度額9億2, 680万円の予算としております。以上により補正予算を編成しました。詳しくは、4ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、ご審議ご承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

日程第16、議案第56号、江府町特別職等の給与の特例に関する条例の一部改正について。
議案第56号の質疑を行います。

川端雄勇議員。

○議員（10番 川端 雄勇君） この度、不適切な事案が今後二度と起こらないように、町長、副町長はじめ全職員が改めてもう一度、町民が安心安全なまちづくりの為に一生懸命努力をしてくださいたいということを申し上げます。以上です。

○議長（川上 富夫君） 答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただいまのご意見を重く受け止めたいと思います。差し当たって週明け6月17日に緊急の庁内会を開きます。そこで今回こういったことがあったということをしっかり伝えて、改めて、江府町の人材育成基本方針というものがございますので、それを徹底したいと思います。基本的には4項目ございます。プロフェッショナル意識を持つ、プロの意識を持つ。そして、経営感覚を持つ。そして、基本なんですけど、住民を大切にする。そして、人間として魅力のある人になる。この4本の柱がございます。本当に今回の案件は、公務員として基本的な所が欠けていたと思います。併せて、組織的にそれを防げなかったのかと、お互いにコミュニケーションを図って、事前に防ぐことが出来たんじゃないだろうかということを注意喚起していきたいです。今までやっていなかったんですけども、先程申しました人材育成基本方針の項目を朝礼の際に唱えさせたいと思います。それで胆に銘じてやっていくようにしたいと思います。あと具体的な再発防止策につきましては、各課で複数のチェック体制をとって行うということ

やっていきたいと思います。今回のことを重く受けとめて反省して町民の皆さんに信頼をしていただけるような役場にしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 質疑は他にございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第57号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）。

議案第57号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第58号、令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第58号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（川上 富夫君） 議事進行上、ここで暫時休憩といたします。

午前10時59分休憩

（川上議員、上原議員両議員退席）

（上原議員、議長席へ着席）

午前11時01分再開

追加日程第1 議長の辞職の件について

○副議長（上原 二郎君） 再開いたします。

ただ今、川上議員から慣例により議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。川上富夫議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって川上富夫議員の議長の辞職を許可することに決しました。

この場で暫時休憩します。

午前11時02分休憩

（川上議員 議場へ入場。4番席に着席）

.....

午前11時03分再開

○副議長（上原 二郎君） 再開します。

.....

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（上原 二郎君） ただいま、議長が欠けました。

おはかりいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、選挙を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、執行部には選挙が終了するまでご退席願います。

議長選挙に際し、立候補される方は所信表明をお願いいたします。

午前11時03分休憩

（執行部退席）

〔立候補者は、順次、登壇して挨拶〕

.....

午前11時06分再開

○副議長（上原 二郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進行いたします。

これより追加日程第2、議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票の方法で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。ただいまから議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場の閉鎖〕

○副議長（上原 二郎君） ただいまの出席議員数は、10名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森田哲也議員及び

川端登志一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○副議長（上原 二郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上原 二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○副議長（上原 二郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（下垣 吉正君） 失礼します。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番 森田 哲也議員	2 番 川端登志一議員	3 番 阿部 朝親議員
4 番 川上 富夫議員	5 番 空場 語議員	6 番 三好 晋也議員
7 番 三輪 英男議員	8 番 上原 二郎議員	9 番 長岡 邦一議員
10番 川端 雄勇議員		

.....

○副議長（上原 二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上原 二郎君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

森田哲也議員及び川端登志一議員の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（上原 二郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票ゼロ票。

上原二郎 10 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。よって、上原二郎が議長に当選しまし

た。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（上原 二郎君） ただいま、議長に当選しました上原二郎に、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第 3 議席変更について

○議長（上原 二郎君） 続きまして、ここで議席の変更を日程に追加し、追加日程第 3 として議席の変更を行います。

これは議長交替により行うものですが、議席の変更は、議長において指定することになっておりますので次のとおり指定します。

1 番、森田哲也議員、2 番、川端登志一議員、3 番、阿部朝親議員、4 番、上原二郎、5 番、空場語議員、6 番、三好晋也議員、7 番、三輪英男議員、8 番、川上富夫議員、9 番、長岡邦一議員、10 番、川端雄勇議員といたします。それぞれの議席にお着き下さい。

（議席移動）

○議長（上原 二郎君） ただ今の議長選挙におきまして、副議長が欠けました。

おはかりいたします。追加日程第 4、副議長辞職の件を挙げておりましたが、副議長が議長に当選し、議長に就任することを受諾しましたので、追加日程第 4、副議長辞職の件は削除いたします。

追加日程第 5 副議長の選挙について

○議長（上原 二郎君） 続いて、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 5 として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 5 として、選挙を行う事に決しました。

追加日程第 5、副議長の選挙を行います。

ここで暫時休憩をいたします。

副議長選挙に際し、立候補される方は所信表明をお願いいたします。

午前11時17分休憩

〔立候補者は、順次、登壇して挨拶〕

午前11時21分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

おはかりいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票の方法で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。ただいまから副議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場の閉鎖〕

○議長（上原 二郎君） ただいまの出席議員数は、10名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により立会人に森田哲也議員及び川端登志一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（上原 二郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議長（上原 二郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（下垣 吉正君） 失礼します。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 森田 哲也議員 2 番 川端登志一議員 3 番 阿部 朝親議員
4 番 上原 二郎議員 5 番 空場 語議員 6 番 三好 晋也議員

7 番 三輪 英男議員 8 番 川上 富夫議員 9 番 長岡 邦一議員
10番 川端 雄勇議員

○議長（上原 二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 投票もれなしと認めます。投票を終了いたしました。

森田哲也議員及び川端登志一議員の開票の立会をお願いします。

〔開 票〕

○議長（上原 二郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票ゼロ票。

三好晋也議員 8 票。

三輪英男議員 2 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。

よって、三好晋也議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（上原 二郎君） ただいま、副議長に当選されました三好晋也議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 29 分休憩

（執行部 入場）

午前 11 時 31 分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

それでは、選挙の結果を発表します。

新しい議長、上原二郎。新しい副議長に三好晋也の以上です。

ここで、新旧正副議長の就退任のご挨拶をお願いいたします。川上前議長よろしく申し上げます。

○議員（8 番 川上 富夫君） 6 年間に渡って議長という職をさせていただきました。これも職員の方々の皆様をはじめ、また特に議員の皆様にはしっかりと支えていただいたおかげだというふう

に思っております。この厳しい状況がまたいつも行政の中に町民の中に出てきます。これからもまた新しい上原議長そして三好晋也副議長にしっかりと支えていきながらこの江府町もまちづくりが一層進めるように議員としてしっかりと支えていきたいと思っております。大変に長い間の所に支えていただき、議会の皆様には本当にお世話になり有難うございました。これからは、下支えでしっかり頑張っていきます。本当にありがとうございます。（拍手）

○議長（上原 二郎君） 失礼いたします。先程選挙により皆様のご支持をいただき議長になりました、上原二郎でございます。議員の皆様には、お一人おひとり深く感謝申し上げ御礼を申し上げます。有難うございました。今、江府町は人口減少の中、急速に少子高齢化が進んでおります。その中で農地をどう守るのか、また教育はどうあるべきか、そして、医療福祉は今後どう続けていけるのか、非常に重要な課題が山積しております。このような中、行政はもとより議会も益々重要な役割を担っていると感じています。江府町の将来の為に一生懸命やる覚悟でございます。どうか議員の皆様、そして、行政の皆様、以前にもましてご指導ご鞭撻をよろしく願います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（三好 晋也君） 失礼します。この度、選挙で副議長に拝命することとなりました。まだ2期目の半ばということで、未熟者ではございますけども、一生懸命上原新議長を支えていきたいというふうに思います。今、議長が申し上げたとおり、江府町は様々な諸問題を抱えております。行政・議会が一緒になって白石町長が唱えられた3000人の楽しいまち、これを進める上で、議会・行政がと共に手を携えて一生懸命頑張っていきたいと思っております。私も先程申し上げました、和を以て貴しとなす。それともう一つ、広き会議を興し万機公論に決すべし。明治天皇が天地神明に誓った、明治新政府をつくる方針を誓われた言葉でございます。これを胸に秘めて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。（拍手）

○議長（上原 二郎君） ここで暫時休憩致します。

執行部はご退場をお願いします。

午前11時36分休憩

（執行部 退場）

午前11時37分再開

追加日程第6 鳥取県西部広域行政管理組合議員の選挙について から

追加日程第9 日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

おはかりいたします。ただいま、議会構成の改正にともない、川上富夫議員が、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員、日野病院組合議会議員を辞職され、上原二郎が、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員を辞職し、欠員となりましたので、日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9として、選挙を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第6、鳥取県西部広域行政管理組合議員の選挙について、追加日程第7、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、追加日程第8、日野病院組合議会議員補充の選挙について、追加日程第9、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

追加日程第6、鳥取県西部広域行政管理組合議員の選挙について、追加日程第7、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、追加日程第8、日野病院組合議会議員補充の選挙について、追加日程第9、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の選挙についてを行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

鳥取県西部広域行政管理組合議員には従来から議長職を当てるため、上原二郎を指名いたします。

また鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員並びに日野病院組合議会議員には上原二郎を、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員に川上富夫君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今議長において指名いたしました鳥取県西部広域行政管理組合議員、同じく鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員並びに日野病院組合議会議員に上原二郎を、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員には川上富夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よってただ今指名いたしました上原二郎が鳥取県西部広域行政管理組合議員、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員並びに日野病院組合議員に、川上富夫君が日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員に当選いたしました。

ただ今、鳥取県西部広域行政管理組合議員、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員並びに日野病院組合議員に当選いたしました上原二郎に、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員に当選いたしました川上富夫君に会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により本席から当選の告知をいたします。

日程第 1 9 常任委員会委員の選任について から

日程第 2 3 議会改革調査特別委員会委員の選任について

○議長（上原 二郎君） 続きまして、日程第 1 9、常任委員会委員の選任についてから、日程第 2 3、議会改革調査特別委員会委員の選任についてまで、以上 5 件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

常任委員、議会運営委員及び、特別委員は、委員会条例第 6 条の規定により、議長が会議に諮って指名するとあります。

ここで暫時休憩いたしますが、休憩中に委員の構成を協議願い、直ちに結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

ここで、選考委員を指名いたします。

選考委員には、川端雄勇議員、長岡邦一議員、川上富夫議員を選考委員といたします。

午前 1 1 時 4 2 分休憩

午前 1 1 時 5 3 分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進行いたします。

局長より報告いたさせますのでご了承願います。

○事務局長（下垣 吉正君） 失礼いたします。

総務経済常任委員会、議員が川端雄勇議員、川上富夫議員、三好晋也議員、阿部朝親議員、森田哲也議員。教育民生常任委員会、長岡邦一議員、上原二郎議員、三輪英男議員、空場語議員、川端登志一議員。広報公聴常任委員会、三輪英男議員、三好晋也議員、空場語議員、阿部朝親議員、川端登志一議員。議会運営委員会、川端雄勇議員、長岡邦一議員、三輪英男議員、三好晋也議員、阿部朝親議員。庁舎等公共施設建設調査特別委員が全議員でございます。企業誘致調査特別委員会も全員の議員でございます。議会改革調査特別委員会も全議員でございます。

○議長（上原 二郎君） これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。したがって、総務経済常任委員、教育民生常任委員、広報公聴常任委員、議会運営委員、庁舎等公共施設建設調査特別委員、企業誘致調査特別委員、議会改革調査特別委員を選任することに決定しました。

日程第 2 4 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について から

日程第 2 8 議会改革調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（上原 二郎君） 続いて日程第 2 4、常任委員長、副委員長の互選結果の報告についてから、日程第 2 8、議会改革調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告についてまで、以上 5 件を一括議題といたします。

常任委員、議会運営委員、庁舎等公共施設建設調査特別委員、企業誘致調査特別委員、議会改革調査特別委員の選任に伴います、委員長・副委員長の互選について報告があったので、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

（執行部 入場）

午前 1 1 時 5 7 分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

局長により報告いただきますのでご了承願います。

○事務局長（下垣 吉正君） 失礼いたします。

総務経済常任委員会委員長、阿部朝親議員。副委員長、森田哲也議員。教育民生常任委員会委員長、三輪英男議員。副委員長、川端登志一議員。広報公聴常任委員会委員長、三好晋也議員。副委員長、阿部朝親議員。議会運営委員会委員長、川端雄勇議員。副委員長、長岡邦一議員。庁舎等公共施設建設調査特別委員会委員長、長岡邦一議員。副委員長、阿部朝親議員。企業誘致調査特別委員会委員長、川端雄勇議員。副委員長、三輪英男議員。議会改革調査特別委員会委員長、川上富夫議員。副委員長、阿部朝親議員。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上それぞれ指名いたします。

その他の議会選出役員については、資料をご確認いただきますようご了承願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 58 分休憩

午前 11 時 59 分再開

追加日程第 10 議案第 59 号 江府町監査委員の選任について

○議長（上原 二郎君） 再開します。

追加日程第 10、議案第 59 号、江府町監査委員の選任についてを議題とします。

本件につきまして、川上富夫議員は、地方自治法第 117 条の規定に該当し除斥されますので退場を求めます。

（川上富夫議員 退場）

○議長（上原 二郎君） 町長からの提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 59 号でございます。江府町監査委員の選任についてでございます。江府町監査委員、長岡邦一君から、辞職届が提出されましたので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、次の者を後任の委員に選任したいので議会の同意を求めます。

住所 鳥取県日野郡江府町大字御机 3 1 2 番地。氏名 川上富夫。昭和 27 年 10 月 13 日生まれ。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

議案第 59 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、起立によって行います。

議案第59号、本案は原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上原 二郎君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

川上議員の着席を求めます。

この場で暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....
(川上富夫議員 着席)

午後0時02分再開
.....

日程第29 議員派遣の件について

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

続きまして、議長発議として、日程第29、議員派遣の件についてをおはかりいたします。江府町議会会議規則第127条第1項に係る議員派遣3件について、お手元に配付のとおり行いたいですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、3件の議員派遣を行うことに決しました。

.....

日程第30 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）から

日程第35 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）

○議長（上原 二郎君） 日程第30、閉会中の継続調査について（議会運営委員会）から日程第

35、閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）まで計6件を一括議題といたします。

議会運営委員会、総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報公聴常任委員会、庁舎等公共施設建設調査特別委員会、議会改革調査特別委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

おはかりします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（上原 二郎君） お諮りいたします。本定例会の会期に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会とすることに決定いたします。

以上をもって令和元年第3回江府町議会6月定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

午後0時04分閉会
